

# 届いたら必ず確認 / 氏名のフリガナの通知

鶴田町を本籍地とする方宛に、8月下旬から順次発送されます

本籍地の市区町村から通知が届く

通知されたフリガナに誤りがないか確認



誤りがない場合

届出不要

誤りがある場合

令和8年5月25日  
までに届出

通知のフリガナが正しいときは  
届出をしなくても  
通知のとおり  
戸籍に記載されます\*



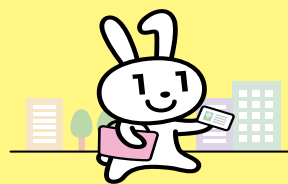
※令和8年5月26日以降に記載

届出に手数料はかからないよ  
また、届出をしなくても  
罰則はありません



## マイナンバーカード 休日窓口を開設します！

予約制



仕事や学校などで、平日にマイナンバーカードの手続きが難しい方はぜひ休日窓口をご利用ください。

日時

毎月第2土曜日 9:00 ~ 12:00

9月13日 10月11日 11月8日 12月13日  
1月10日 2月14日 3月14日

※予約がない日は閉庁いたします

場所

住民環境課 ②窓口



手続  
内容

- ・マイナンバーカードの申請・受取
- ・電子証明書の更新
- ・暗証番号の変更・再設定 等

予約方法

完全予約制  
(二次元コードor電話)



希望日前日までに予約が必要です。  
※前日の予約は、電話のみです。

注意事項

原則、本人が来庁してください。  
※マイナンバーカードの申請・受取は、  
本人確認書類が必要です